

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 51 号

函館市下水道条例の一部改正について

函館市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市下水道条例の一部を改正する条例

函館市下水道条例（昭和 49 年函館市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 中「159 円 60 銭」を「158 円 55 銭」に、「172 円 20 銭」を「170 円 10 銭」に、「198 円 45 銭」を「194 円 25 銭」に、「222 円 60 銭」を「216 円 30 銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表 1 の規定は、平成 21 年 5 月以後の月分として徴収する使用料について適用し、同年 4 月までの月分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

下水道使用料を改定するため